

申請書・届出書等における押印見直しについて

1 主旨

国は新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題としている。こうした中、昨年12月に、国から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されるとともに、国土交通省や厚生労働省の省令における押印規定の削除が示されるなど、具体的な動きが出ている。

また、区においては、デジタル技術が必要不可欠なものとなり、社会全体を変えている状況の中で、今後の区のデジタル化の導入や推進による変革の方向性を「世田谷区DX推進方針(案)」としてまとめたところである。

押印について、区では申請書・届出書等において、本人確認、文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保という趣旨で、求めてきたところである。

平成6年度には、区民サービスの向上と事務処理の効率化を図るべく、当時の考え方に基づいた「押印廃止の基準」を策定し、押印の見直しに取り組んだ。しかしながら、「押印廃止の基準(平成6年度)」では、今日のデジタル化の進展に伴う規制・制度見直しの対応として十分とは言えない状況が生じている。

こうしたことを踏まえ、今般、申請書・届出書等の押印見直しにかかる「押印見直しの基準」を策定したところであり、この基準に基づき、申請書・届出書等における押印見直しを全庁において実施するので、報告する。

2 「押印見直しの基準」の内容

別紙「押印見直しの基準」のとおり。

3 押印見直しの方針

「押印見直しの基準」に基づき、押印を求める理由が合理的に説明できる手続きを除き、原則として押印を廃止(省略)する方向で見直すこととする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月 「押印の省略に関する規則」施行（注）

5月末 押印見直し期限（根拠規定の改正）

7月 企画総務常任委員会報告（押印見直しの結果）

区ホームページで公表（押印見直しの結果）

（注）規則の定めに基づく押印については、「押印の省略に関する規則」を制定し施行することによって、当面、個別の規則を改正せずに押印を求めないことが可能となる。ただし、個別の規則に 表示等の押印にかかる根拠規定が残ったままとなるため、後日当該規則において何らかの改正をする際に、押印にかかる根拠規定を廃止する必要がある。

押印見直しの基準

1 概要

新型コロナウイルス感染症への対応を契機とし、区民サービスの利便性の向上及び行政サービスの効率化・デジタル化をさらに推進するため、申請書・届出書等における「押印見直しの基準」を定める。

これにより、押印を求める理由が合理的に説明できる手続きを除き、原則として、押印を廃止（省略）する方向で取組みを進める。なお、平成6年7月策定の「押印廃止の基準」は廃止する。

2 用語の定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
登録印	(1) 印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 (2) 銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 (3) その他特定の手続きで使用するため登録した印鑑。
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
認印	印鑑登録をしていない印鑑（種類を問わない）。三文判など。
署名	自署すること。

3 押印を求める趣旨

趣旨	留意点
(1) 本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は押印の他にも存在する。 下記4(2)を参照のこと。
(2) 文書作成の真意確認	本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
(3) 文書内容の真正性の担保 (証拠としての担保価値)	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続き全体として評価される。

4 押印についての検証

(1) 押印の効力

登録印・登記印によらない押印（認印）は、本人確認手段としての効果が小さく、合理性が乏しい。

登録印・登記印であっても、厳格な確認を行うためには、印鑑証明書等との照合が必要であり、印鑑照合を行わない場合は、押印を求める趣旨に対する効力が限定的と考えられる。

(2) 押印を求める趣旨の代替手段

オンライン申請

既存電子申請システムの利用、 I D ・パスワードによる認証等

窓口・郵送申請

本人確認書類の写しの受領等

その他

区に登録済のメールアドレスからの送受信等

5 申請書・届出書等における押印の今後の取扱い

(1) 押印を廃止することとする文書

原則として押印を廃止することとする文書は、次のとおりとする。ただし、下記(3)の文書を除く。

認印(登録印・登記印でない印)の押印で可としてきた文書

認印は、いわゆる三文判が容易に入手できる状況では、押印を求める趣旨をほとんど満たしておらず、合理性に乏しい。

署名+押印を求めてきた文書

署名は、証拠としての担保価値があると考えられるので、署名があれば十分であり、押印を求める必要性に乏しい。

本人確認書類を求めてきた文書

本人確認書類を求めること自体が、押印を求める趣旨の代替手段であるため、加えて押印を求める必要性に乏しい。

(2) 押印の必要性を再検討することとする文書

次の文書は、一律に押印を廃止することとするものではないが、押印を求める理由を合理的に説明できるか、押印を省略した場合にどのような差し障りがあるか等の観点で、各所管において、押印の必要性を再検討することとする。

登録印・登記印の押印を求めてきたが、印鑑照合を行わない文書

登録印・登記印を押印した文書であっても、印鑑証明書や事前登録済の印影との照合を行わない場合は、押印の効力が限定的と考えられる。

一連の手続き中で複数の押印を求める文書

一連の手続き中で、申請書本体だけでなく添付文書等にも押印を求めている場合がある。当該手続きの内容にもよるが、申請書と一連の文書と確認できるものであれば、添付文書等への押印は不要と考えられる。

(3) 押印を廃止できない文書

押印を廃止できない文書は、当面の間、次のとおりとする。ただし、押印に関する根拠規定等が改められた場合は、それに基づいて押印を見直すものとする。

国または他の地方公共団体等(区を経由した提出先を含む)の定めるところにより押印が求められている文書

契約書(請書及び契約書としての性質を備えている協定書、覚書等を含む)

請求書及び口座振込依頼書兼登録申請書(変更申請書等を含む)、これらに係る委任状